

「第5次安城市男女共同参画プラン」策定にあたっての 基本的事項

目次

1 第4次安城市男女共同参画プランについて	1
(1) 第4次プランの概要.....	1
(2) 第4次プランの推進状況と総括.....	2
2 アンケート・ヒアリング調査結果等からの課題について	5
(1) アンケート・ヒアリングの実施目的.....	5
(2) アンケート・ヒアリングの実施概要.....	5
(3) アンケート・ヒアリング調査結果からみえる課題.....	6
3 次期プラン（第5次安城市男女共同参画プラン）の骨子について	9
(1) 策定の趣旨・目的.....	9
(2) 次期プランの期間.....	10
(3) 次期プランの位置づけ.....	10
(4) SDGs との関連.....	10
(5) 次期プランの最終目標（目指す姿）（案）.....	11
(6) 基本目標・基本施策.....	12
4 今後のスケジュールについて	13

令和5年3月
市民協働課

1 第4次安城市男女共同参画プランについて

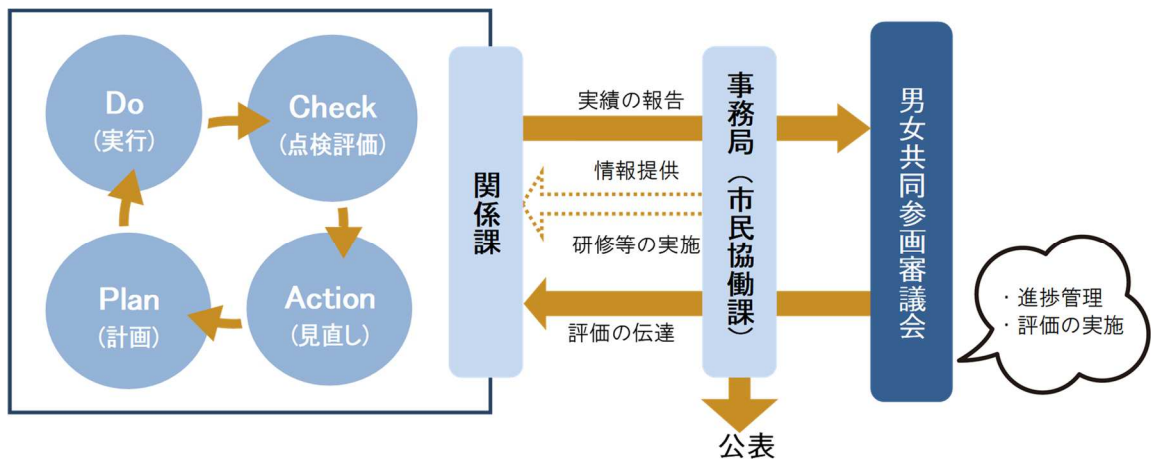
(1) 第4次プランの概要

○「第4次安城市男女共同参画プラン」は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するための計画であり、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間です。

■計画の体系

プランの最終目標 (目指す姿)	男女共同参画社会の実現
安城市の目指す 男女共同参画の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍とあわせて男性の家庭参画を進めることで、男女が家庭内の役割を分かち合うことができる。 ●職場で活躍したい人、家事や育児・介護等の家庭生活に専念したいと思う人など、それぞれの希望が叶えられる環境がある。 ●誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる。
基本目標	基本目標1 男女平等意識の促進 基本目標2 若年者への男女平等意識の定着 基本目標3 男女共同参画社会の実践 基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備 基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

○「第4次安城市男女共同参画プラン」に位置付けた取組は、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理してPDCAの視点から自己評価を行い、安城市男女共同参画審議会において推進状況の確認・評価を行っています。



(2) 第4次プランの推進状況と総括

①成果指標の状況

第4次プランでは、基本目標ごとに「成果指標」を設定し、最終年度（または最終年度の前年度）に評価を行うこととしています。指標の達成状況は次の区分で整理しました。

- A・・・目標値を達成している
- B・・・目標値には達成していないが、平成28年度の実績値よりも改善している
- C・・・平成28年度の実績値と横ばい
- D・・・平成28年度の実績値よりも後退している

※最新の実績値について、基本目標1、2、5は令和4年度実施のアンケート調査結果、基本目標3、4は令和3年3月31日時点の数値を掲載している。

基本目標1 男女平等意識の促進

指標項目		実績		目標	達成状況
		H28	R4		
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合	女性	9.4%	7.8%	11.7%	D
	男性	21.9%	13.8%	23.3%	D
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性	26.3%	11.9%	18.0%	A
	男性	33.9%	21.1%	32.5%	A

基本目標2 若年者への男女平等意識の定着

指標項目		実績		目標	達成状況
		H28	R4		
学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合	女性	56.0%	42.4%	62.7%	D
	男性	61.0%	48.5%	65.2%	D
子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性	73.5%	82.2%	77.7%	A
	男性	66.0%	68.9%	76.4%	B

基本目標3 男女共同参画社会の実践

指標項目	実績		目標	達成状況
	H28	R3		
法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	27.4%	31.4%	30.4%	A
市の管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	11.6%	9.6%	17.0%	D
市男性職員の育児休業等の取得率	81.3%	86.2%	85.0%	A

基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

指標項目	実績		目標	達成状況
	H28	R3		
町内会長に就く女性の割合	0.0%	2.5%	10.0%	B
防災会議の女性の登用率	8.0%	14.3%	30.0%	B
保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人	0人	A

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

指標項目	実績		目標	達成状況
	H28	R4		
DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度	81.2%	83.3%	100%	B
DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	52.5%	50.9%	50.6%	B

【結果のまとめ】

「基本目標1 男女平等意識の促進」「基本目標2 若年者への男女平等意識の定着」の指標の達成状況では、市民の固定的な性別役割分担意識そのものは薄れていることがうかがえますが、各分野の平等感は後退している状況にあります。

「基本目標3 男女共同参画社会の実践」では、審議会等における女性委員の割合が順調に増加し、目標を達成しています。一方で市役所における管理職の女性割合は後退しました。市男性職員の育児休業等の取得率は、近年の社会情勢や法整備もあいまって上昇し、目標達成しています。

「基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備」では、町内会長に就く女性の割合、防災会議の女性の登用率ともに目標は達成していないものの、改善がみられます。保育園に入園できなかった児童は継続して0人であり、目標を達成しています。

「基本目標5 人権の尊重とDVの根絶」では、目標は達成していないものの、改善している状況がうかがえますが、ともにその増減率はわずかとなっています。

②取組における推進状況

第4次プランに位置付けられている取組に対し、毎年度、担当課に「施策状況調査シート」を記入してもらい、進捗状況を確認しています。令和4年度は、次期プランに向けて、『第4次プランの総括』として取組に対する全体評価（総評）と課題、施策の進捗度を確認しました。結果は以下のとおりです。（個別の内容については資料2参照）

- A** …順調に進捗している
B …概ね順調だが、改善の余地がある
C …遅れている（大幅な改善が必要）
達成 …達成：（施策自体の達成）

基本目標 1 男女平等意識の 促進	施策	A	B	C	達成
	(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開	2	1	0	0
(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	1	2	0	0	
合計（件数） （割合）	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	
基本目標 2 若年者への男女 平等意識の定着	施策	A	B	C	達成
	(1) 学校等における教育機会の充実	4	1	0	0
(2) 思いやり、認め合う意識の醸成	1	1	1	0	
合計（件数） （割合）	5 62.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	
基本目標 3 男女共同参画 社会の実践	施策	A	B	C	達成
	(1) 女性のエンパワーメントへの支援	2	3	1	0
(2) 職場における女性活躍の推進	1	4	0	1	
(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備	6	5	0	0	
合計（件数） （割合）	9 39.1%	12 52.2%	1 4.3%	1 4.3%	
基本目標 4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備	施策	A	B	C	達成
	(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	0	3	1	0
(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進	1	1	0	0	
(3) 参画を助ける環境の整備	3	0	0	1	
合計（件数） （割合）	4 40.0%	4 40.0%	1 10.0%	1 10.0%	
基本目標 5 人権の尊重とDVの根絶	施策	A	B	C	達成
	(1) 多様性を認め合う社会環境の整備	6	3	0	0
(2) DVの啓発と早期対応	8	4	0	0	
合計（件数） （割合）	14 66.7%	7 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	
全体合計（件数） （割合）		35 51.5%	28 41.2%	3 4.4%	2 2.9%

2 アンケート・ヒアリング調査結果等からの課題について

(1) アンケート・ヒアリングの実施目的

家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する市民の意識や男女の平等・社会参加の実態等を調査し、過去の意識調査と比較・検証することにより、男女共同参画社会の実現に向けての施策展開の基礎とするとともに「第5次安城市男女共同参画プラン」策定の基礎資料とすることを目的として各種アンケート調査を実施しました。

また、アンケート調査で数字として全体の概要をつかむことに加え、企業・団体における男女共同参画の現状・課題や参考となるべき事例等を把握、整理し、より現状に即した施策検討に活用することを目的としてヒアリング調査を実施しました。

(2) アンケート・ヒアリングの実施概要

■アンケート調査の実施概要

区分	市民	企業	町内会	高校生	保育士・幼稚園教諭
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収及びWEB回答 (督促状1回)		郵送配布・郵送回収及びWEB回答	学校を通じた配布・回収	園を通じた配布・WEB回答
実施期間	令和4年8月20日～9月12日			9月5日～9月16日	9月2日～9月16日
配布数	2,000	500	81	262	—
回収数	928	179	66	217	424
回収率	46.4%	35.8%	81.5%	82.8%	—

■ヒアリング調査の実施概要

区分	内容
実施時期	令和4年10月17日、11月10日、15日
調査方法	訪問面談またはオンライン面談による聞き取り調査
企業	A社(金融業)／B社(製造業)／C社(研究等)
団体	男女共同参画関係団体／DV被害者支援団体／LGBTQ支援団体／防災関係団体

アンケート・ヒアリング調査結果(概要版)については前回審議会資料参照

(3) アンケート・ヒアリング調査結果からみえる課題

課題1 市民意識が大きく変化しているが、男性に関する固定的役割分担意識や実態では大きな改善がみられない

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に関する意識は大きく改善されているものの、「夫は妻や子どもを引っ張っていく方がよい」などの意識が引き続き残っていたり、男性が家庭に関わることを希望していても仕事優先になっていたりするなど、男性にとっての男女共同参画の実態には大きな改善がみられません。

育児休業等の取得は法律の改正などにより進んでいますが、男性の家事・育児等の時間は引き続き低く、特に子育て世帯・共働き世帯では母親の家事・育児負担の多さ、男性の主体的な参画意識の低さ等もみられているため、より一層の家庭生活への男性参画を進めていくための取組が求められます。

■課題につながる各種調査結果

- ・ 市民意識調査において「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考えについて、経年でみて肯定する割合が減少し、否定する割合が増加している。
- ・ 市民意識調査では「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考えについて肯定する割合は 15.6%だが、「夫は、妻や子どもを引っ張っていく方がよい」という考えについて肯定する割合は 40.1%（高校生では 46.7%）と、依然として高いままとなっている。
- ・ 市民意識調査では男性の平日の家事時間は共働き・片働きに関わらず「30分未満」がそれぞれ 26.7%、31.2%と最も多くなっており、女性の家事時間に比べて少ない。
- ・ 市民意識調査では生活の現実と希望の優先度に関して、女性よりも男性で「家庭生活」における差が大きく、希望通りに家庭に関わっていないことがうかがえる。
- ・ 保育士・幼稚園教諭調査では、子育て家庭に対して課題と感じることに「母親への育児負担の偏重」や「父親の育児参加の不足」といった意見が多くあげられている。

課題2 職場における男女共同参画は進んでいるが、管理職や方針決定過程での女性の参画について目標達成に向けたさらなる取組が必要である

女性が働き続けることについて肯定的な市民意識が醸成されていますが、管理職等に占める女性割合は低い状況が続いています。市政における女性の参画状況についても市民にその重要性が浸透していない状況も見受けられ、さらなる取組の検討が必要です。

■課題につながる各種調査結果

- ・ 市民意識調査では女性が職業を持つことについての考えとして、「結婚をしても、子どもができてずっと仕事を続けるほうがよい」が 46.8%と最も高くなった。（前回調査よりも 14.4 ポイント増加）女性が働き続けることが支持されてきている。
- ・ 企業調査における、女性の管理職登用の意向では「積極的に登用していきたい」が 38.5%、「特に増やしていく考えはない」が 55.9%。
- ・ 第4次プランの指標で市の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合が策定時よりも低下し、9.6%と目標（17.0%）に到達していない。
- ・ 市民意識調査では市の施策に女性の意見や考え方が「反映されている」と思う割合が 29.8%、「わからない」が 51.8%。経年でみて反映されていると思う割合が減少し、わからないが増加してい

る。

- ・ 市民意識調査で市の施策に女性の意見や考え方が反映されていないと思う理由としては「市議会や市などの政策方針決定の場に女性が少ないから」が41.6%と高い。

課題3 市民意識に比べて地域団体での男女共同参画の意識や実態に変化がみられない

市民意識が大きく改善していることに比べ、町内会など地域活動における女性の参画は変化がみられず、むしろ後退している状況もみられます。特に防災・災害時対策等の分野において女性の参画をより一層進める必要があり、町内会以外の組織と連携するなど、女性の視点を取り入れる手法等について検討を進めていく必要があります。

■課題につながる各種調査結果

- ・ 町内会調査では役員全体に占める女性の割合は11.7%と、前回調査の11.8%とほぼ変化がない。
- ・ 町内会調査で、町内会における女性の役割として最も高いものは「行事等の手伝い活動」(81.8%)であり、「役員として、町内の意思決定に参画している」割合は34.8%と、前回調査から6.4ポイント減少している。
- ・ 町内会調査での、これからの町内会の役員への女性の登用や女性の参画についての考えについては、前回調査に比べて「もっと参画してほしい」が減少、「参画してほしいが、無理だと思う」が増加している。
- ・ 団体ヒアリングでは、防災・災害時・復興時支援等、各段階において女性の視点は必ず必要であり、まずは日頃の検討の場において女性が発言しやすい場づくりを行うことが重要であるとのことである。また、自主防災組織などは町内会中心で行われることが多いものの、それだけではなく防災関係のNPOなどと協力して人材育成ができるとよいという意見が聴かれた。

課題4 DV被害における複合課題等や困難な問題を抱える女性に対する支援の取組を強化する必要がある

DV被害においては、大きく被害が増加していることはないものの、引き続き被害にあった際に誰にも相談しない割合が高い傾向が続いています。また、ヒアリングでは男女の問題だけではなく、家庭や障害などの複合的な課題が含まれているという意見もあり、きめ細かな対策が求められています。

令和6年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるため、今後策定される国の基本方針や県の計画等の内容も注視しつつ、本市の現状の把握を進めていく必要があります。

■課題につながる各種調査結果

- ・ 市民意識調査ではDVの被害に遭った際の対応として「誰にも相談しなかった」が54.8%と、経年でみても減少していない。
- ・ DV被害者支援に関わる団体へのヒアリング調査では、家庭の問題、発達障害等に関わる問題等、複合的で福祉的支援が必要と思われる事例も多いという意見があげられている。
- ・ 市民意識調査では困難な問題を抱える女性に対して特に市で取り組む必要があると思うものとして「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」(45.7%)や「専門的に支援できる女性相談員の配置」(44.3%)が多くあげられている。

課題5 コロナ禍における女性への影響や、多様な性のあり方についての理解促進など、SDGsの「誰一人取り残さない」社会づくりに向けた取組が必要である

コロナ禍において、男性に比べて女性の方がストレス等を大きく感じていることがわかりました。体調や健康に関する不安を抱える方も多くみられ、ポストコロナ時代における「新たな日常」について、取組の検討が求められます。

また、性的マイノリティに関する認知度は市民の約半数となっていますが、高校生調査ではやや認知度が低い傾向もみられ、幼少期からの教育等を含めた理解促進の取組を強化していく必要があります。SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現を図っていくためにも、様々な人が抱える生活上の課題を解決するための制度等について検討を進めていく必要があります。

■課題につながる各種調査結果

- ・ 市民意識調査では新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間に「外出できないことでストレスがたまった」が女性で51.4%、男性で41.3%と10.1ポイントの開きがある。また、女性では男性に比べて「学校が休みになる育児負担が増えた」が、男性は女性に比べて「収入が減ったことにより生活が厳しくなった」が多く、性別による特徴があらわれている。
- ・ 市民意識調査では性的マイノリティという言葉について「内容まで知っている」が52.7%であるが、高校生調査では「内容まで知っている」42.4%となっている。
- ・ L G B T等の人たちが暮らしやすい社会にするために必要だと思うことでは市民・高校生ともに「幼少期から理解を促進する教育を推進する」が最も高く、それぞれ56.0%、56.2%と半数を超えている。

3 次期プラン（第5次安城市男女共同参画プラン）の骨子について

（1）策定の趣旨・目的

- 「第5次安城市男女共同参画プラン」は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。
- 第4次プランにおける取組内容の評価・検証結果や、国の動きや顕在化した課題等を踏まえ、新たな施策・取組等を盛り込んだ計画とします。

■ 男女共同参画に関わる近年の動き（第4次プラン策定以降）

年	法律名	内容
平成30年	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 平成30年5月に公布・施行	衆議院・参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党等の責務として、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることや、国・地方公共団体の責務等を定め、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することなどを目的とする。
令和元年	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 平成30年7月に公布、平成31年4月から順次施行	労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正する。
	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正 令和元年6月に改正	女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について定める。
	労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正 令和元年6月に改正、令和2年6月から順次施行	パワー・ハラスメント対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法を改正する。
	配偶者暴力（DV）防止法の改正 令和元年6月に公布、令和2年4月から施行	児童虐待防止対策及び配偶者から暴力を受けた被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されるとともに、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなる。
令和2年	第5次男女共同参画基本計画 令和2年12月閣議決定	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定。新たに新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点や、国勢社会との協調においてSDGsに関する事項が盛り込まれている。
令和3年	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 令和3年6月に改正、令和4年4月から順次施行	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を定める。
令和4年	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 令和4年5月に成立、令和6年4月から施行	女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするもの。都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。

(2) 次期プランの期間

○令和6年度から令和10年度までの5年間として定めます。

■計画期間

令和(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
(国) 第5次男女共同参画基本計画 (令和3年度～令和7年度)	■	■	■	■	■						
あいち男女共同参画プラン 2025 (令和3年度～令和7年度)	■	■	■	■	■						
第9次安城市総合計画 (令和6年度～令和13年度)				■	■	■	■	■	■	■	■
第5次安城市男女共同参画プラン (令和6年度～令和10年度)				■	■	■	■	■			

(3) 次期プランの位置づけ

次期プランは、次のような法律に基づき策定します。さらに、プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図ります。

- 「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の三第3項に基づく計画（プランの一部（DV防止、被害者の保護等に係る施策））
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条第2項に基づく計画（プランの一部（女性の職業生活等に係る施策））
- その他、市の上位計画・関連計画との整合を図った計画

(4) SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされており、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。

第5次プランにおいては、SDGsの目標5を含む、17の目標全体の達成に向け、男女共同参画社会を実現するための取組を進めます。

(5) 次期プランの最終目標（目指す姿）（案）

- 次期プランの最終目標（目指す姿）は、「男女共同参画社会基本法」、「安城市男女共同参画推進条例」を踏まえ、これまでの考え方を継承して「男女共同参画社会の実現」とします。
- 4次プランでは、最終目標をより具体的にイメージできるよう、「安城市の目指す男女共同参画の姿」を掲げていました。次期プランについては、市が目指す方向性や社会潮流等を踏まえ、次のように再設定することを検討します。

【安城市の目指す男女共同参画の姿】

- SDGs の考え方を踏まえた「ジェンダー平等の実現」を目指す視点であらゆる取組が展開される。

⇒「ジェンダー平等の実現」は、SDGs のすべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。本市のあらゆる取組で「ジェンダー平等の実現」が念頭におかれて施策が進められています。

- 職場で活躍したい人、家事や育児・介護等の家庭生活に専念したいと思う人など、それぞれの希望が叶えられる環境がある。

⇒固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、「アンコンシャス・バイアス」（自分自身は気づいていない意識の中のゆがみや偏り）の解消により、市民一人ひとりが自分の希望に合わせた生活を送ることができています。

- 女性の活躍とあわせて男性の家庭参画を進めることで、男女が家庭内の役割を分かち合うことができる。

⇒女性の活躍促進が女性にのみ負担を強いることなく、男性もともに家庭的な責任を分かち合えるようになり、市民の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現しています。

- 誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる。

⇒困難な問題を抱える人や、様々な性的指向・性自認の人などを含め、すべての人にとって暮らしやすい、安全で安心な「誰一人取り残されない」社会となっています。

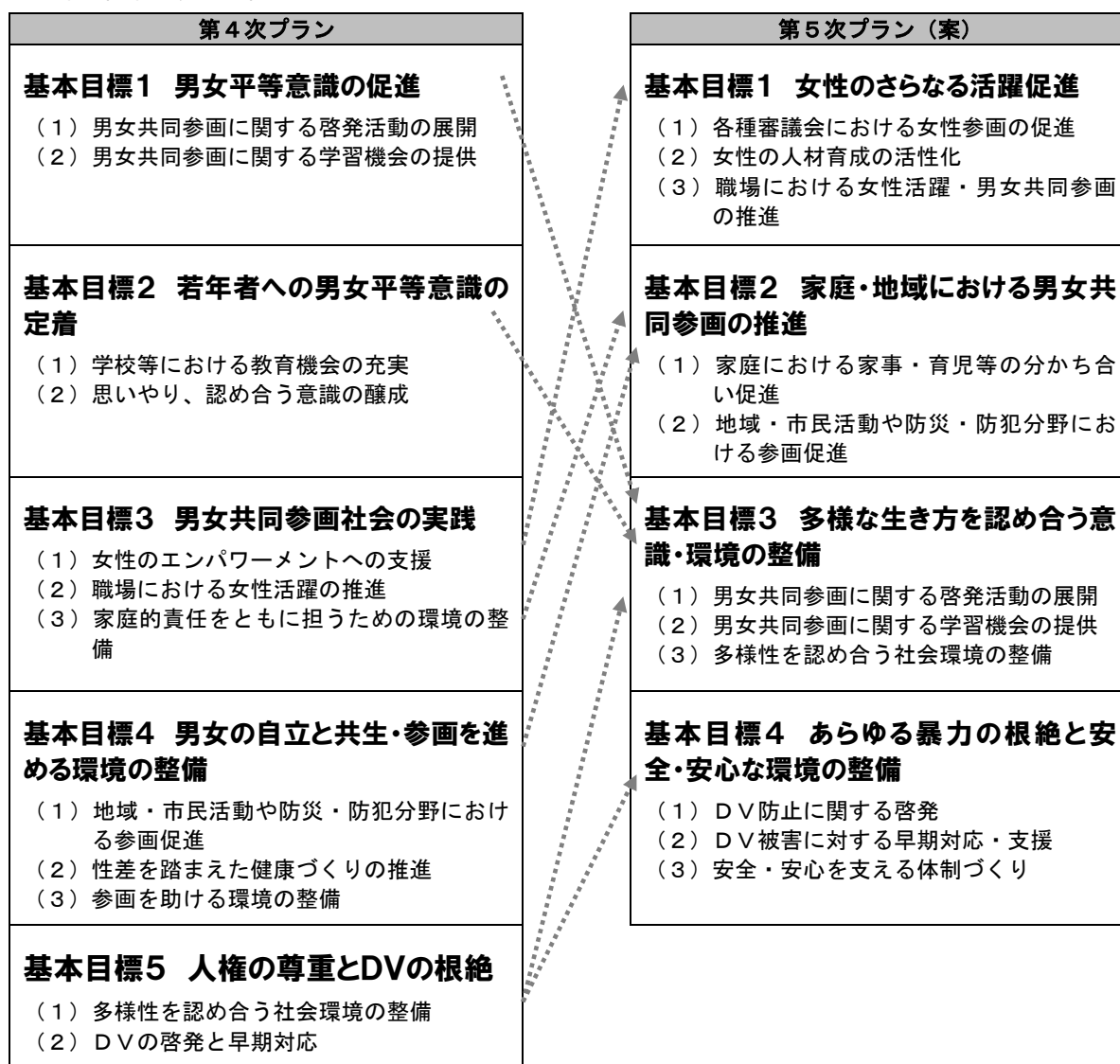
(6) 基本目標・基本施策

○基本目標、基本施策は次のように見直しを行います。(案)

【考え方】

アンケート結果から、男女共同参画に肯定的な意識を持つ市民も増え、意識づくりよりも市民の行動の変化につなげるための取組が必要になってきていると言えます。そのため、基本目標の1番目に、「女性のさらなる活躍促進」を位置づけ、様々な分野における女性のエンパワーメント、女性が参画するための環境づくりを進めます。これはSDGsの目標5で示す「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」こととも整合を図っています。基本目標2では特に男性の家庭参画、女性の地域活動への参画を促進するための取組を位置づけます。基本目標3は、従来の「男女平等意識の促進」から、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認等も含め、多様な人々を包摂する、という意味を込め「多様な生き方を認め合う意識・環境の整備」としました。基本目標4はDVに加え、困難を抱える女性に関する支援の方向性を含めます。

■施策の体系・改訂（案）



4 今後のスケジュールについて

■令和4年度

区分	令和4年度											
内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート				■			■					
企業・団体 ヒアリング							■					
骨子案作成								■				
審議会				●					●			●
庁内会議											●	

■令和5年度

区分	令和5年度											
内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画素案の作成	■										■	
パブリックコメントの実施									■			
審議会			●			●		●			●	
庁内会議		●			●		●			●		